

## 村田長株式会社に対する再生支援決定について

2015年9月11日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づいてなされた再生支援の申込みに対して、同条第4項の規定による再生支援決定を行いましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称  
村田長株式会社
2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称  
株式会社りそな銀行
3. 事業再生計画の概要：別紙参照
4. 買取申込み等期間  
2015年9月11日（金）から  
2015年10月2日（金）まで（機構必着）
5. 回収等停止要請  
法第27条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記4に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、再生支援対象事業者に対し債権の回収その他債権者の権利行使を行わないよう要請しました。
6. 商取引債権の取り扱い  
商取引債権については、支援の依頼を行わないため、何ら影響はありません。  
機構が行う再生支援決定では、事業再生計画において指定された関係金融機関等が、再生支援対象事業者に対して有する金融債権について、債権放棄等の依頼をす  
るに過ぎません。
7. 再生支援決定についての機構の考え方  
本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

### (1) 支援の意義

再生支援対象事業者は、創業 130 年を超える業歴を有する認知度の高い企業であり、大阪を中心とする産業界に貢献している企業であると考えています。また、再生支援対象事業者の中核事業である繊維資材事業部においては、車両用の繊維資材を、自動車部品メーカーを通じて完成車メーカーに納入することで、我が国の基幹産業である自動車業界に貢献していると考えています。また、仕入先・販売先数は、関東地方で約 300 件、次いで、近畿地方で約 200 件、その他で約 100 件、合計で 600 件を超え、多数の事業者との取引があり、万が一にも再生支援対象事業者が破綻した場合には、地域経済に与える影響は看過できないと考えています。

以上により、機構がこうした特長を持つ再生支援対象事業者の再生を支援することは、地域経済の活性化に寄与するものと考えています。

### (2) 機構の役割

本件において機構は、事業再生計画の策定を支援するとともに、当事者のみでは調整が困難であった、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者間の利害調整を公正・中立的な立場から実施することによって、円滑な事業再生を目指します。

また、機構は、関係金融機関等からの債権買取り等に加えて、総額 1 億 5000 万円の出資（出資割合 100%）及び経営人材等の派遣を行うことを予定しています。

### ※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上

## (別紙) 事業再生計画の概要

### 第1 再生支援対象事業者の概要

①再生支援対象事業者	村田長株式会社
②本店所在地	大阪府大阪市中央区南本町二丁目5番9号
③設立日	1948年8月
④資本金	100百万円
⑤株式	発行可能株式総数 16,000,000株 発行済株式総数 2,621,759株
⑥事業	産業用繊維資材の卸販売、アパレル(婦人服)の卸販売、 展示用装飾器具・絵画の賃貸及び販売
⑦従業員数	正社員45名、嘱託社員4名、アルバイト1名 (2015年7月31日)
⑧主な事業所	大阪、東京、高松、松山、上海
⑨取引銀行	りそな銀行他
⑩財務状況 (2015年3月期)	売上高：4,228百万円、経常利益：▲50百万円 当期純利益：116百万円 純資産：▲423百万円、総資産：3,144百万円

### 第2 支援申込みに至った経緯

再生支援対象事業者は、創業以降、日本国内の経済発展と合わせて成長し、1992年3月期のピーク時にはアパレル事業を中心に約247億円の売上を上げるに至りました。しかしながら、1993年3月期以後は合皮やアパレル向け繊維が海外生産へシフトされたこと、バブル崩壊以降の国内消費の低迷、価格競争の激化等により再生支援対象事業者の売上は減少を続けました。さらに、2008年に発生したリーマンショックの影響による景気の低迷もあり、再生支援対象事業者の業績は下げ止まらず、2015年3月期の売上は約42億円にまで減少しました。

再生支援対象事業者は、売上の減少に対応するため、2008年6月には不採算であった和装事業から、2009年3月には住宅資材事業から撤退する等の合理化を行ったものの、かかる一部事業の撤退により売上の減少が加速したこと及びこれらの急激な売上の減少に見合うコスト削減が十分になされなかったことから、結果として、財務体質をさらに悪化させる事態に陥りました。

このように長期的に売上が減少し、厳しい損益状況が続いていたところ、2008年から2012年の円高局面において、再生支援対象事業者が取り組んでいたデリバティブ契約により多額の為替差損が発生し、再生支援対象事業者は、さらに収益を

悪化させました。他方で、2013年以降は急速に円安が進行したことにより、海外から仕入れを行っているアパレル事業部の仕入価格が高騰し、利益率が悪化したことから、これも収益を圧迫する要因となりました。

かかる状況を受け、再生支援対象事業者はメイン行である株式会社りそな銀行と協議を行ったところ、債務免除の依頼も含めた抜本的な解決を図る必要があるとの認識で一致したことから、事業再生計画を策定し、機構に対し再生支援の申込みをするに至りました。

### 第3 事業再生計画の概要

#### 1 事業計画

再生支援対象事業者は、事業の選択と集中を行い、繊維資材事業以外の全事業から撤退することを基礎として、繊維資材事業の収益力強化、システムの更新による効率化、人員の削減、経営体制の刷新及び役員報酬の削減等の本部固定費の削減を進めることにより、業績の改善を図ることを予定しています。

#### 2 事業再編・ストラクチャー等

本事業再生計画では、再生支援対象事業者は、全部取得条項付種類株式を用いた、いわゆる100%減資を実施し、既存の株主の権利を消滅させた上で、機構に対し、第三者割当による1億5000万円の普通株式の株式発行を行い機構が議決権の100%を有する出資者となる予定です。また、株式会社りそな銀行から総額2億円の範囲で融資枠の設定を受ける予定です。

なお、子会社については、いずれも2016年3月までに事業譲渡、解散・清算等により整理を行う予定です。

#### 3 ガバナンス体制等

現代表取締役下川信氏を除き、再生支援対象事業者の全ての現役員は退任します。

新たな役員体制は、外部から招へいする専門家及び機構から派遣される取締役を中心に構成され、本事業再生計画を着実に遂行する経営体制が構築される予定です。

また、機構は、再生支援対象事業者の第三者割当増資の引受けにより、株式を保有して、株主としても再生支援対象事業者のガバナンスを確保し、事業再生計画の実行を推進します。

以上